

告 示

埼玉県告示第千二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人パニック障害及びその他疾患支援会

（変更後） NPO法人オール・アシスト

三 代表者の氏名

葛西 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市柏原二千五百二十番地の百九十二狭山ニュータウン六十六―三

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人はパニック障害を始め、数ある精神的疾患や社会的認知度の低い病気、自然災害などから受けた心的外傷などで苦しむ人たちの総合的なサポートを行い、正しく医療機関を受診し、早期に日常生活を行えるよう、精神面、実働面でもサポートしていく。これら疾患の社会的認知が低いため、この法人は社会全体への啓蒙活動を総合的に行い、これら疾患に苦しむ人たちへの理解、雇用の安定を訴えていく。また難病などの介護をしている家族などへの心のケアも行っていく。病の悩みを軽減し、数少ない同じ疾患症状者がweb上で懇親会などを行い、悩み相談、想いの共有などコミュニケーションをとり、寛解に向かうための勇気を持ってもらう。音楽や芸術など文化的な鑑賞、実演習得などで、これら症状の根本であるストレス、及び精神的外傷を軽減し、生活安定の向上を図る。当法人の継続的な目標として日本社会全体が、目に見えない精神的な病への理解

と認知を図り、これら疾患に苦しむ人たちが安心して社会生活を送れるような環境を作っていくことを目的とする。

（変更後）この法人は社会的認知度の低い病気などで苦しむ人たちへの総合的なサポートを行う。音楽や芸術など文化的な鑑賞、実演習得などを通じ、ゆとりある生活をめざす。当法人の継続的な目標として病への理解と認知を図る。これらの人たちが正しい治療を受けることを推奨する。芸術文化を通してゆとりのある社会生活を送れる環境を目指す。これをもって保健、医療、福祉の増進、また芸術文化の振興を目的とし、国民生活の向上に寄与する。